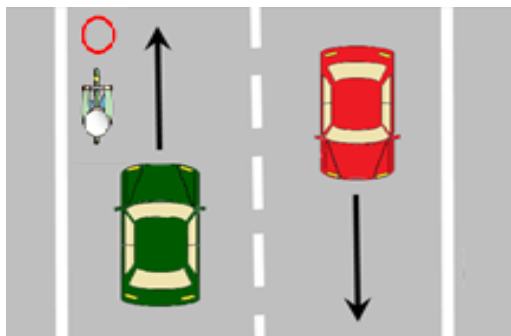




5月は「自転車の安全利用推進月間」です!

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 交通ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



自転車は「車道通行」が原則!

普通自転車が歩道を通行できる場合

- 自転車歩道通行可の標識がある場合
- 運転者が児童、幼児、70歳以上の高齢者の場合
- 道路工事など通行の安全確保のためやむを得ない場合



歩道を通行するときは車道寄りを徐行しましょう。

歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、必ず一時停止をしましょう。

自転車は「軽車両」。自動車の仲間です。交通ルールを守りましょう。

飲酒運転の禁止



二人乗りの禁止



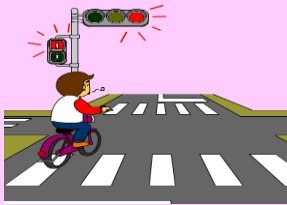
並進の禁止



夜間はライトを点灯



交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



岐阜県警では交通安全情報を配信しています!

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/>

ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報